

駐車場一時使用契約約款

株式会社ハッチ・ワーク(以下「当社」という)が供用する月極駐車場(以下「本駐車場」という)の使用について、当社が提供するオンライン決済システム「at PARKING online」(以下「本サービス」という)の会員として本サービスの申込、契約を行う者及び本駐車場を使用する者(以下「使用者」という)は、本駐車場一時使用契約約款を承諾の上、当社の求める登録情報をオンライン画面のお申込みフォームより登録し、本サービスを利用するものとする。使用者は本駐車場一時使用契約約款の記載に関わらず、申し込み及び契約対象駐車場のオンライン画面上の駐車場詳細情報(以下「契約条件」という)を確認し、駐車場の使用条件を承諾の上、本サービスおよび本駐車場を使用するものとする。

第1条(使用条件)

1. 当社は、本駐車場内の指定駐場内(以下「本区画」という)を使用者に対して供用し、使用者は、当社に告知してある車両登録番号記載の車両(以下「契約車両」という。)の月極駐車場として使用する目的で本区画を使用するものとする。
2. 本駐車場使用料(以下「使用料」という)は契約条件記載のとおりとする。

第2条(契約期間)

1. 契約期間は、2年間とする。
2. 期間満了の1ヶ月前までに当社または使用者から相手方に対しオンライン画面のマイページからの更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同期間で更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。
3. 前項の規定により本契約が更新される場合、使用者は当社に対し更新料としてお申込みフォーム及び契約物件詳細に記載の金員を支払う。

第3条(使用料)

1. 使用料は、契約条件記載のとおりとする。但し、契約開始にあたって、1ヶ月前未満の月の使用料は当該月の日数の日割計算とする(単位金1円未満は切り捨て)。

第4条(使用料等の支払い方法)

1. 使用者は契約時までに契約期間の始期が属する月の使用料を予め当社に支払い、それ以降は毎月27日迄(銀行休業日の場合は翌営業日)に翌月分を支払うものとする。
2. 使用料等の支払方法(口座振替又は振込)は、お申込みフォーム及び契約物件詳細の支払情報欄並びに本一時使用約款記載のとおりとする。
3. 振込の場合の支払先口座は、甲は乙に対して電子メールその他丙の定める方法により当該支払先口座の通知を行うものとする。
4. 当社の口座振替による収納代行手数料:金 165円(消費税 15円含、尚、消費税率が変更となった場合は、変更後の消費税率を適用する。)は、使用者の負担とし、振込による手数料は実費すべてを使用者の負担とする。
5. 使用者の預金残高不足により口座振替ができなかった場合、使用者は、直ちに当社の指示により当社に対し、口座振替予定額を支払うものとする。この場合、支払時に当社の手数料として金 550円(消費税 50円含、尚、消費税率が変更となった場合は、変更後の消費税率を適用する。)を使用者は負担する。
6. 使用者の振込による支払いがなかった場合、使用者は、直ちに当社の指示により当社に対し、コンビニ決済による方法で予定額を支払うものとする。この場合、支払時に当社の手数料として金 550円(消費税等 50円含、尚、消費税率が変更となった場合は、変更後の消費税率を適用する。)を使用者は負担する。
7. 当社は使用者に対し毎月の使用料に対する領収書および請求書は発行しないものとする。

第5条(使用料の改定)

1. 使用料が公租公課その他の負担の増減、物件の変動等により、または近隣の使用料に比較して不相当となったときは、当社は使用者との協議の上、これを改定することができる。
2. 消費税、地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率にて計算した金額を支払う。

第6条(遅延損害金)

1. 使用者が使用料、更新料、その他本契約に基づく債務の支払いを遅延したときは、使用者は、当社に対し、遅延が開始したときから支払い済みまで、遅滞した金額に対して年利14.6%(年365日の日割計算)の割合による損害金を支払わなければならない。なお、使用者が当該損害金を支払ったことをもって、第14条に定める当社による本契約の解除権の行使は妨げられない。

第7条(善管注意義務)

1. 使用者は本駐車場および本区画を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。また、使用者は、本駐車場に掲示してある駐車場使用案内並びに本契約書末尾記載の特記事項を遵守するものとする。

第8条(禁止事項)

1. 使用者は、次の各号のいずれかに該当する行為およびこれに準ずる行為をしてはならない。
 - (1) 本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、担保に供すること。
 - (2) 本駐車場および本区画に物品を放置、または工作物を設置する等現状に変更を加えること。
 - (3) 消防法その他の法令等により危険物と指定されている物品を本駐車場及び本区画に持ち込むこと。
 - (4) 他の駐車場使用者の通行および使用を妨害する行為、または隣地との境界を侵す行為、または迷惑となる行為をすること。
 - (5) 次条に基づく事前の当社への届出をせずに、契約車両と異なる車両(二輪車・自転車を含む)を本駐車場または本区画に駐車すること。
 - (6) 損害賠償への備えに足りると認められる自動車保険(任意保険)に加入していない状態となること。
 - (7) ルーフキャリア等の装備品類を装着した状態で入庫すること。
 - (8) 登録自動車を違法改造すること。
 - (9) 当社から貸与された本区画の鍵、カード等を複製すること。
 - (10) 本契約の内容並びに本区画及び駐車場建物に関するセキュリティ上の機密を他に漏らすこと。

第9条(各種届出義務)

1. 使用者は、住所、氏名(商号)等本契約書記載の事項に変更が生じた場合は、直ちに書面をもって当社に届出なければならない。

第10条(駐車位置変更等)

1. 当社は、使用者に対して、本区画に代えて、本駐車場内における他の区画を指定して、駐車場所の変更を命じることができ、使用者はこれに異議なく従わなくてはならない。但し、使用者は、当該申し入れを受けた場合、直ちに本契約を解約することができる。この解約申し入れの場合には、後記第13条の規定は適用しない。
2. 当社は、本駐車場の修理保全および防犯、防災等のため必要があるときは、使用者による本駐車場および本区画の使用を一時的に停止し、または車両を本駐車場外に移動することを求めることができる。この場合、使用者は遅滞なく当社の指示に従わなければならない。

3. 使用者が前項の指示に従わない場合、当社は、使用者の駐車車両を移動させて、本駐車場外で保管することができる。この場合、使用者は当社に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求められない。

第11条(免責事項)

1. 当社は、本駐車場または本区画にある使用者の車両について、当社の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、第三者の無断駐車等による直接的または間接的損害について、一切責任を負わないものとする。

第12条(損害賠償)

1. 使用者または使用者の使用人、その関係者において故意、過失、その他事故により本駐車場の設備、造作その他、本駐車場内の他の車両等に損害が生じた場合、使用者は、当社に速やかに連絡し、直ちに当該損害を賠償する責任を負う。

第13条(期間内解約)

1. 当社または使用者が相手方に対しオンライン画面のマイページにより本契約の解約を申し入れた場合、本契約は解約の申し入れの日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、相手方当事者は、その申し出を拒むことはできないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、使用者は使用料の1ヶ月分相当額を当社に支払うことにより、直ちに本契約を解約することができる。

第14条(契約解除)

1. 当社は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 使用料、更新料その他本契約に定める金員の支払いを2ヶ月分相当額以上遅延したとき
- (2) 本契約またはこれに付随して締結した契約の各条項のいずれかに違反したとき
- (3) 故意または過失により本駐車場の施設および付帯設備を毀損したとき
- (4) 使用者が、当社または他の本駐車場使用者の共同利益に反する行為を行う等本駐車場内の秩序を乱したとき
- (5) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行の申立てまたは租税滞納処分を受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始の申立を行い、或いは申立を受け、または事実上その営業を停止したとき
- (7) 使用者が第8条に記載する禁止事項を行ったとき
- (8) 使用者の信用が著しく失墜したと当社が認めたとき
- (9) 天災地変、その他不可抗力により本駐車場の全部もしくは一部が滅失・破損して、本駐車場の使用が不可能となった場合、または将来都市計画等により本駐車場が収用され若しくは使用を制限される等により本契約の目的を達成することが出来なくなった場合は、本契約は当然に終了するものとする。

第15条(明け渡し)

1. 契約期間の満了、契約解除その他の事由により本契約が終了した場合は、使用者は、当社に対し、直ちに本区画を明け渡さなければならない。

2. 使用者が本区画を明け渡した後に本区画に車両または残置物があるときは、使用者はその所有権を放棄したものとみなし、当社が任意に処分しても異議を述べない。この場合において、車両または残置物の撤去、保管および処分に要した費用は使用者の負担とする。

3. 使用者が本契約終了までに本区画を明け渡さない場合は、使用者は当社に対し、本契約終了日の翌日から明け渡し完了に至るまでの使用料の倍額に相当する金員を支払い、かつ使用者の明け渡し遅延により当社が被った損害を賠償しなければならない。
4. 使用者は移転料その他名目の如何を問わず、当社に対し金品等一切の請求をしないものとする。
5. 当社は、使用者が本契約終了後も本区画を明け渡さない場合、使用者の駐車車両を移動させて、本駐車場で保管することができる。
6. 前項の場合、当社は、使用者に対して、車両移動費用及び保管費用を請求することができる。これに対して、使用者は、当社に対して、車両損壊の場合を除いて、車両移動によって生じた損害の賠償を求めることができない。

第16条(保管場所使用承諾証明)

1. 使用者は、警察署への自動車保管場所証明(以下、「車庫証明」という。)申請手続きに際して、当社からの保管場所使用承諾証明書の交付を必要とする場合は、当社に交付希望日の2週間前までに申し出るものとする。なお、使用者は当社に対して、証明書1通につき発行手数料5,000円(税別)を当社指定口座に振り込む方法により支払うものとする。支払いに要する費用は使用者の負担とする。
2. 「保管場所使用承諾証明書」を発行した場合、第13条に関わらず使用者は契約開始日前を含め、契約開始日より3ヶ月以内に解約する事が出来ない。使用者の都合により、この期間内に契約が終了する場合、違約金として契約開始日より3ヶ月に満たない分の賃料を支払うものとする。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 使用者は当社に対して、使用者が次の各号を前提に本契約を締結することを理解したうえで、自らおよびその関係者がこれに該当しないことを表明する。
 - (1) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)およびその関係者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力的集団の構成員もしくは同準構成員(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
 - (2) 本駐車場および本区画等に暴力団その他暴力的集団であることを感知させる名札、名称、看板、代紋、提灯等の物件を掲示しないこと。
 - (3) 本駐車場および本区画を反社会的勢力に使用させないこと。
 - (4) 本駐車場および本区画に反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
 - (5) 本駐車場および本区画その他これらの周辺において、使用者または関係者が、暴力、傷害、脅迫、恐喝、器物破損・損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤(麻薬、危険ドラッグ等を含む)、拳銃不法所持等の犯罪をおこなわないこと。
 - (6) 本駐車場および本区画その他これらの周辺において、反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって本駐車場の使用者、管理者、本駐車場への出入者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えないこと。
 - (7) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)および使用者が「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)における観察処分の対象となった団体の構成員もしくは同準構成員等ではないこと。
2. 当社および使用者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結および履行をするものであることを確認する。
3. 使用者およびその関係者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本契約をただちに解除することができる。
 - (1) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)またはその関係者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による中止命令、再発防止命令等を受けた場合。

- (2) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)またはその関係者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による、殺人、傷害、覚醒剤(麻薬、危険ドラッグ等を含む)等の販売等で逮捕または起訴された場合。
- (3) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)またはその関係者が、反社会的勢力であるとして証券口座を解約され、または融資を受けることができなくなった場合。
- (4) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)またはその関係者が、暴力団、その他反社会的勢力であると報道された場合。
- (5) 使用者(使用者が法人である場合は使用者の代表者、責任者、または実質的に経営権を有するもの。)またはその関係者が、本条第1項の表明のいずれかに反する行為をおこなった場合。
- (6) 第1項の表明保証違反があった場合

第18条(管轄合意)

1. 本契約について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とすることに予め合意する。

第19条(敷金)

1. 使用者は、契約条件に敷金があれば、当社に対して、本契約にもとづく当社に対する債務を保証するため敷金を交付するものとし、当社の指定する銀行口座にこれを振り込んで送金する。敷金は無利息とし、使用者が本契約終了による本駐車場及び本区画の明渡しをいずれも完了し、本契約に基づく使用者の当社に対する債務に充当した後、当社は差引敷金を使用者に返還する。また、当社は、使用者に対し、敷金の預かり証及び領収書を発行しないものとする。
2. 使用料の増額があった場合には、使用者は契約条件に記載の敷金月数を乗じた金員を直ちに追加預託する。
3. 本契約期間中は、使用者は敷金をもって使用料その他本契約にもとづく使用者の債務の弁済に充当することを主張することができない。
4. 使用者は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。

第20条(賃貸人の変更)

1. 使用者は、本駐車場の所有者の変更等の事情により、本区画の賃貸人の地位が当社から他者に承継されることがあることを、予め承知する。

第21条(個人情報の取扱い等)

1. 当社における使用者の個人情報の取扱いについては、本契約の締結に先立ち当社が使用者に確認、登録を求めたオンライン画面のお申込みフォームに記載された内容によるものとする。
2. 使用者は、本契約の内容その他本契約により知りえた本駐車場、本駐車場の建物及び当社の秘密を本契約が継続しているかどうかにかかわらず他に漏らさないものとする。

第22条(規定外事項)

1. 本契約に定めなき事項、または本契約に疑義が生じた事項については、当社使用者双方誠意をもって協議の上解決するものとする。

第23条(その他)

1. 使用者は賃料キャンペーンまたは、フリーレントを使用する場合、第13条に関わらず使用者は契約開始日前を含め、契約開始日より1年以内に解約することができない。使用者の都合によりこの期間内に契約が終了する場合、賃料キャン

ペーンまたはフリーレントを無効とし、対象月の使用料と差額を支払うものとする。

2. 使用者は、当社から貸与された本区画に係わる鍵を紛失又は破損・汚損した場合には、当社に対し、その再作成に係わる対価を支払うものとする。
3. 当社は、本区画に係わる鍵の再発行を使用者から求められた場合には、再作成に係わる対価の入金を確認した後、2週間以内を目処に再発行できるよう努める。
4. 使用者は、当社から貸与された本区画に係わる鍵・カードを紛失(盗難による紛失を含む。)し又は第三者に貸与等し又は不正使用に供したことなどに起因して、本駐車場又は本駐車場建物のセキュリティを維持できない損害が生じた場合には、その損害の責を負うものとする。

【特記事項】

1. 喫煙所の表示のない場所では禁煙を厳守するほか裸火は使用しないこと。
2. 本駐車場一時使用契約約款に基づく駐車供用時間は全日(24時間)とする。
3. 詳細情報記載の駐車位置以外には駐車しないこと。
4. 当社に駐車場内整理の必要が生じた場合は、使用者は、車両を適宜他の位置に移動することに協力すること。
5. 運転者が車両を離れるときは必ず窓を閉め、扉及びトランクを施錠し盗難に備えること。万一貴重品その他の物品を車内に残置し盗難に遭った場合、当社はその責を負わない。
6. 本駐車場内及び本区画内にて宿泊しないこと。
7. 本駐車場内においては当社または当社が指定する管理者の指示に従うこと。使用者が、正当な事由なく当社または当社が指定する管理者の指示に従わないとき、または当社または当社が指定する管理者が本駐車場の管理上危険と判断したときは、車両の駐車を拒否することがあること。
8. その他、当社または当社が指定する管理者による本駐車場の管理上、必要な点検等を行う場合、使用者の車両の本駐車場及び本区画への入出庫を規制する場合があること。
9. 申込者は登録情報に虚偽、偽り、漏れがないことを確認し、会員規約、プライバシーポリシー、本駐車場一時使用約款、その他当社の定めに従うものとする。
10. 登録情報に変更が生じた場合、使用者は遅滞なく、変更の登録を行うものとする。変更未了、虚偽、偽り、漏れ等があった場合、本サービスの使用事実と異なる情報を登録し、本サービスを使用した結果、トラブルや損害が発生した場合の責任はすべて使用者にあり、当社は一切の責任を負わないものとし、即時解約できるものとする。この場合使用者は、当社、本駐車場使用者、その他第三者等に発生する損害について、使用者の責任において賠償するものとする。

2018年5月1日制定

2020年4月1日改定

2020年7月1日改定